Ⅰ　目的

　　ふるさと納税制度の活用による南相馬市への寄附促進と地元特産品等のＰＲによる魅力の発信を通じた地域産業の活性化との相乗効果を図るため、市外在住の寄附者に対して返礼として贈呈する商品やサービス（以下「返礼品」という。）を提供いただける協力事業者を募集します。

Ⅱ　応募条件等

１　協力事業者の要件

　　協力事業者は次の要件を全て満たすことが必要となります。ただし、要件に適合していても、本市が返礼品提供事業者として適当でないと認めた場合は、この限りではありません。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 要件 |
| ⑴ | 各種法規則、条例に沿った生産、製造及び、販売、サービスの提供を行っていること。 |
| ⑵ | 市税に未納がないこと。 |
| ⑶ | 代表者等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律法律第７７号）」に規定する暴力団の構成員等でないこと。 |
| ⑷ | 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び南相馬市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年条例第２号）のほか関係法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことができる事業者であること。 |

２　募集する返礼品

　　返礼品は次の各号の要件をすべて満たすことが必要となります。ただし、要件に適合していても、本市が返礼品提供事業者として適当でないと認めた場合は、この限りではありません。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 要件 |
| ⑴ | 本市の魅力を発信し、交流人口の拡大や地域産業の振興につながる商品等であること。 |
| ⑵ | 総務省が定める最新の地場産品基準に該当するもの。 |
| ⑶ | 品質や数量の面において、安定した供給が見込めるものであること（ただし、期間限定や数量限定で供給可能な場合は取り扱うこととする）。 |
| ⑷ | 食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法、著作権法、不当景品類および不当表示防止法、不正競争防止法など、関係法規を遵守しているものであること。 |

３　募集期間

　随時募集しています。

Ⅲ　返礼品取りまとめ事務代行業者

　　市では、効率的な運営、安全安心に配慮した返礼品の手配、寄附者データの適正管理、苦情対応に万全を期すため、返礼品取扱全般に関する業務を次の業者へ事務代行により行います。

　　事務代行業者

会社名　三ツ目株式会社

　　　本社住所　新潟県三条市桜木町12-38 三条ものづくり学校303-2号室

Ⅳ　協力事業者の申請・決定

　　返礼品の提供を希望する事業者は、次に掲げる書類を提出してください。申請受付後、市が審査を行い、登録が適当であると認めたときは協力事業者として決定し、登録をします。

　　また、協力事業者の登録内容を変更する場合は、「南相馬市ふるさと応援寄附金返礼品協力事業者（変更）申請書兼誓約書」に、事業者名及び変更箇所を記入して提出してください。変更申請後、市が審査を行い、変更が適当であると認めたときは登録内容を変更し、通知します。

1. 登録申請関係書類
   1. 南相馬市ふるさと応援寄附金返礼品協力事業者（変更）申請書兼誓約書
   2. 返礼品のデータ（写真・返礼品の生産、原料等が確認できる書類）
   3. 市税に未納額がないことが確認できる証明書
   4. 事業者の概要がわかる資料（パンフレット可）
2. 申請先

　〒975-8686　福島県南相馬市原町区本町二丁目２７番地

　南相馬市役所　総務部秘書課秘書係

　電話番号　０２４４－２４－５２３４　ＦＡＸ　０２４４－２３－７４２５

　Ｅ-mail　 furusato-tax@city.minamisoma.lg.jp

申請方法　申請先に持参または郵送により申請ください。

Ⅴ　返礼品の見直しについて

1. 返礼品については、原則として毎年見直しを行います。
2. 見直しは全返礼品の年間の注文数等を目安とし、注文数が少ない返礼品については、協力事業者と協議を行い、入替えについて検討します。
3. 市は、その他必要に応じて協力事業者と見直しの協議を行うことがあります。

Ⅵ　その他留意事項

1. 寄附者が南相馬市民である場合、返礼品を送付しません。
2. 返礼品の選考及び寄付金額の決定は南相馬市が行います。
3. 協力事業者は、商品の品質等に関して、寄附者からの苦情等に対して真摯に対応し解決に努め、その内容について市及び事務代行業者へ必ず報告してください。なお、品質等による保証及び寄附者からのクレーム対応に関して市は一切の責任を負いません。
4. 登録された返礼品を変更または辞退する場合は、事前に市及び事務代行業者まで連絡が必要となります。
5. 市は、協力事業者又は返礼品の商品が本要項Ⅱに定める要件に適合しなくなったと認める場合は、協力事業者及び商品の登録を取り消すことがあります。

【問合せ先】

〒975-8686　福島県南相馬市原町区本町二丁目２７番地

南相馬市役所　総務部秘書課秘書係

　電話番号　０２４４－２４－５２３４　ＦＡＸ　０２４４－２３－７４２５

　Ｅ-mail　 furusato-tax@city.minamisoma.lg.jp

制定：令和元年６月１日

改正：令和元年９月１日

改正：令和４年４月１日

改正：令和６年７月１日